

神奈川県女性農業研修生受入支援事業実施要領

第1 目的

女性は、農業従事者の半数近くを占めており、神奈川県の農業生産力を維持するには、女性の新規就農者の確保及び経営参画を促すことが重要である。そこで、就農を目指す女性を農業研修生として受入れ、農業技術を指導する農業者に対し、研修受入支援金（以下、支援金という。）を支払うことにより研修受入を促進し、より多くの女性の新規就農者の育成を図る。

第2 事業対象者

事業対象者は、県内に居住し、県内で農業を営む、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 神奈川県農業経営士
- (2) 農業次世代人材投資事業準備型において研修機関として認められた農業者及び農業法人
- (3) 農家研修生等指導農業者として登録のある者

第3 研修対象者

研修対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研修開始時の年齢が50歳未満の女性とし、神奈川県内での就農に向けて強い意欲を有していること。
- (2) 研修対象者の親族（3親等以内の者）が事業対象者でないこと。
- (3) 研修対象者と事業対象者が、過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を結んでいないこと。
- (4) 事業対象者から研修の謝金として労働報酬を受け取っていないこと。
また、「農の雇用事業」の研修生でないこと。

第4 事業要件

- 1 事業の対象となる研修は、連続する3ヶ月以上の研修とする。
- 2 事業対象期間は、当該年度の4月から2月までとする（3月は対象外）。ただし、平成29年度は6月から2月までとする。
- 3 研修期間が複数年度に及ぶ場合は、研修開始から1年以内を事業対象期間とする。
- 4 1ヶ月における研修時間は80時間以上とする。

第5 事業の申請手続

- 1 支援金を受けようとする事業対象者は、知事が別に定める申請期間に神奈川県女性農業研修生受入支援事業申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。
- 2 研修期間が複数年度に及ぶ場合は、年度ごとに1の書類を提出するものとする。

第6 事業の承認

知事は、第5の申請書について内容を確認した上、適当と認めるときは、予算の範囲内で事業対象者を決定し、神奈川県女性農業研修生受入支援事業の承認（様式第2号）を通知する。

第7 実績報告

- 1 事業対象者は、事業対象期間終了後、知事が別に定める報告期間に、神奈川県女性農業研修生受入支援事業実績報告書（様式第3号）及び添付資料を知事に提出するものとする。
- 2 複数の研修対象者を受け入れている場合は、1の別添1及び2は研修対象者ごとに提出するものとする。
- 3 研修期間が複数年度に及ぶ場合は、年度ごとに1の書類を提出するものとする。

第8 支援金の支払い

- 1 知事は、第7の実績報告書について内容を確認し、適当と認めるときは、神奈川県女性農業研修生受入支援事業の支援金支払（様式第4号）を通知する。
- 2 支援金は月割りで計算し、その額は研修生1人当たり月額2万円（上限）とする。ただし、申請者が多数の場合は、別に定める算出方法により、予算の範囲内において額を決定する。
- 3 研修時間が80時間を満たさない月については、支援金は支払わないものとする。
- 4 支援金の支払いの通知を受けた事業対象者は、遅滞なく神奈川県女性農業研修生受入支援事業支援金振込口座届（様式第5号）を知事に提出するものとする。

第9 支援金の支払いの取消

知事は、支援金の支払い通知を受けた事業対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金支払の取り消し、支援金の返還を命じることができる。

- （1）虚偽の申請があったとき。
- （2）研修受入先として、相応しくない行為があったとき。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月2日から実施する。